平成２６年（フ）第３１２９号
大阪市中央区本町３丁目１番６号
債務者　株式会社メディアワーク
代表者代表取締役　大林　　茂
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　良寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１２５９号
東京都港区六本木７丁目10番23号
債務者　株式会社ハイブインターナショナル
代表者代表取締役　山下　　悠
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長田　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前10時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１１９号
大阪市福島区福島５丁目１番５号
債務者　有限会社ジーエーシー
代表者代表取締役　森高　淳治
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　　優
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第５０号
鹿児島県垂水市高城795番地ロ号
債務者　神田　千昭
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
鹿児島県志布志市志布志町安楽6217番地16
債務者　野村　茂泰
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝川　慎二
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
鹿児島県薩摩川内市湯田町3836番地５、前住所福岡県春日市松ケ丘５丁目30番地　メモリー松ケ丘203号
債務者　橋口　隆人
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　秀郎
4　破産債権の届出期間　平成26年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第７７号
鹿児島県肝属郡南大隅町佐多伊座敷3985番地
債務者　黒木　　尚
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤尾　直人
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第４５号
新潟県三条市曲渕１丁目２番３―22号
債務者　金安弥一郎
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤　貴介
4　破産債権の届出期間　平成26年９月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月16日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２０６号
奈良市古市町1256番地
債務者　南浦　竜一
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀧口　　勇
4　破産債権の届出期間　平成26年９月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月24日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第６２２号
千葉市美浜区幸町２丁目14番13棟404号
債務者　澤口　　譲
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西谷　升孝
4　破産債権の届出期間　平成26年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月４日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６５９号
千葉県市川市入船６番25―202号
債務者　田口　雄一（旧名米吉）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　勇人
4　破産債権の届出期間　平成26年９月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６０号
千葉県市川市南八幡１丁目24番18号　フォーブル南八幡202号
債務者　鈴木　純二
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊田　秀吉
4　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６６５号
千葉市花見川区幕張本郷４丁目５番16号　ネオステージ幕張本郷302号
債務者　宮本　朋美
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　牧野　宏信
4　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７２号
千葉県浦安市当代島２丁目21番１―302号　マンションジュノⅡ
債務者　川端　国治
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　康友
4　破産債権の届出期間　平成26年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月10日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１６１号
長崎県長崎市千歳町18番12―201号、旧住所　長崎県長崎市さくらの里１丁目９番10号
債務者　釜本　裕二
1　決定年月日時　平成26年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梶村　龍太
4　破産債権の届出期間　平成26年９月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年11月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係